

川西市北部まちづくり方針推進プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市北部まちづくり方針推進プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部を改正する規程

川西市北部まちづくり方針推進プロジェクトチームの設置等に関する規程（令和6年川西市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又はの表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第3条、第5条関係）	別表（第3条、第5条関係）
市長公室副公室長	市長公室副公室長
企画財政部副部長	企画財政部副部長
	<u>生涯学習部副部長</u>
福祉部副部長	福祉部副部長
こども未来部副部長	こども未来部副部長
都市政策部副部長	都市政策部副部長
土木部副部長	土木部副部長
消防本部次長	消防本部次長

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。